

令和 5年 5月吉日

御取引先各位

栃木県那須塩原市高砂町5番12号
石川建設株式会社

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対応と指定請求書様式の変更について

謹啓 貴社益々御隆盛のこととお慶び申し上げます。日頃は格別の御厚誼を賜り御礼申し上げます。

さて、既にご承知かとは存じますが、本年10月1日より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が予定されています。これに伴い、適格請求書発行事業者のご登録がお済みでない御取引先様におかれましては、所轄税務署または顧問税理士等にご確認のうえご登録頂きますようお願いいたします。

また、弊社の対応として、令和5年5月度〆切分（6月初旬提出分）より、弊社指定請求書様式について適格請求書発行事業者番号の記載欄を設ける等、一部変更させて頂くこととなりました。つきましては、新しい請求書様式データ（Excel形式）を弊社ホームページ上に掲載しておりますので、各位ダウンロード頂き、必要事項を記入及び社印捺印の上でご提出賜りますようお願い申し上げます。

お手数お掛け致しますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら貴社の益々の御繁栄をお祈り申し上げます。

謹白

※既に令和5年5月度〆切分（6月初旬提出分）の請求書を旧様式にて作成または提出されている場合には、6月度〆切分よりご変更頂ければかまいません。

- ・弊社の適格請求書発行事業者番号は次の通りとなっております。

T 3 0 6 0 0 0 1 0 1 1 3 0 2

- ・石川建設ホームページ <http://www.ishikawa-con.co.jp/>

（Yahoo!やGoogle等で「那須塩原市 石川建設」と検索して下さい。）

トップページ「【取引企業様】指定請求書様式ダウンロードはこちら」よりダウンロードして下さい。

- ・インターネットがご利用頂けない場合等は、総務部にて原紙を印刷して郵送しますのでご連絡下さい（以後コピーしてご使用頂きます）。
- ・消費税課税事業者の場合には、現場別の個別請求書に消費税率及び消費税額を必ず明記頂くようお願い致します。
- ・ご不明な点は弊社総務部（電話：0287-62-0054）までお問い合わせ下さい。